

# 消費税では福祉国家は実現しない

## —「社会保障・税一体改革」の正体—

香川県商工団体連合会

(税)大阪総合会計事務所

税理士 清家 裕

### 1. 消費税を際限なく増税する最悪のシナリオ

- (1) 社会保障の財源を消費税に限定・・・「社会保障目的税」
- (2) 社会保障は一層の国民負担増
- (3) 「一体改革」の目的は法人税減税と社会保障負担の軽減
- (4) 所得税、相続税も応能負担に反する「改革」

### 2. 国民本位の税制（応能負担税制）に反する消費税

- (1) 消費税は弱肉強食の税金→貧困と格差を助長
- (2) 生活費課税
- (3) 税負担の逆進性
- (4) 転嫁の不公平
- (5) 膨大な滞納
- (6) 輸出補助金としての輸出戻し税
- (7) 消費税は強者の国家づくり

### 3. 不公平税制の拡大と徴税体制の強化

- (1) 納税者・滞納者の激増
- (2) 3点セットの徴税体制強化

### 4. 福祉国家は応能負担税制でしか実現しない

# 貧困と格差を助長してきた税制改革

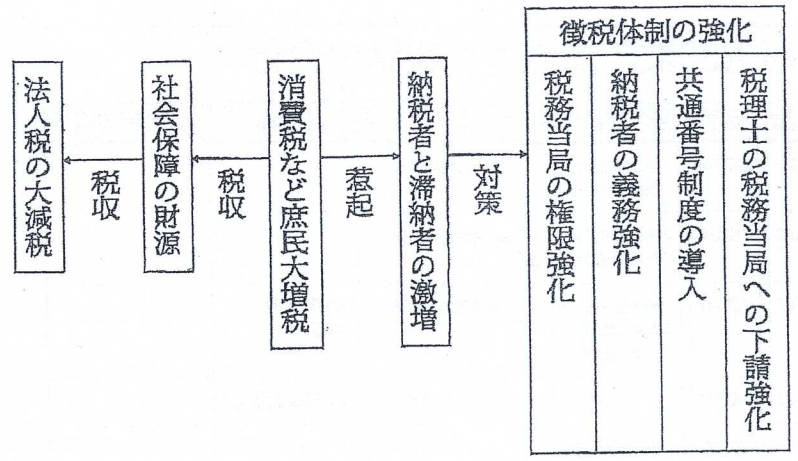
## 最近20数年間の主な税制の変化

西暦	元号	所得税	法人税	消費税	その他の税
1986	昭和61年	基礎控除33万円 最高税率70%	基本税率43.3%		
1987	昭和62年	▲最高税率60% ○配偶者特別控除創設	▲基本税率42.0%		
1989	平成1年	○基礎控除35万円 ▲最高税率50% ○特定扶養控除創設	△基本税率40.0%	◎消費税創設 税率3%	
1990	平成2年		▲基本税率37.5%	○非課税範囲拡大	
1995	平成7年	○基礎控除38万円 ○特別減税(95・96年)			
1997	平成9年	◎特別減税打ち切り		◎税率5%	
1998	平成10年	○定額減税を実施	▲基本税率34.5%		▲地価税の課税停止
1999	平成11年	▲最高税率37% ○定率減税を導入 ○年少扶養控除創設	▲基本税率30.0%		▲有価証券取引税廃止
2000	平成12年	◎年少扶養控除廃止			
2002	平成14年		▲連結納税制度導入		
2003	平成15年	▲証券優遇税制導入	▲研究開発・IT減税		▲相続税減税 ◎発泡酒増税 ◎タバコ税増税
2004	平成16年	◎配偶者特別控除廃止		○免税点を3000万円 から1000万円に引 下げ	
2005	平成17年	◎公的年金等控除縮小 ◎老年者控除廃止			
2006	平成18年	◎定率減税半減			◎第3ビール増税 ◎タバコ税増税
2007	平成19年	○定率減税廃止 ▲証券優遇税制の延長 最高税率40%	△減価償却制度見直し		住民税の最高税率を 13%から10%に引き 下げ
2011	平成23年	◎扶養控除・特定扶養 控除一部廃止			

○は庶民への減税 ◎は庶民への増税 ▲は大企業・大資産家への減税



① 民主党政権が目指す税制改革 (清家のイメージ)



② 政府および民主党が検討する 社会保障改悪の主な項目

年金	年金額を3年で2.5%減額 その後、毎年約0.9%削減 共済年金の給付引き下げ・保険料引き上げ
医療	70~74歳の窓口負担を1割→2割に倍増 医薬品の患者負担引き上げ 国保組合への国庫補助削減
介護	生活援助の提供時間の60分→45分への縮減 特養の居住費軽減の対象者を狭める 一定以上の所得の人の利用料引き上げ 施設入所の要介護1・2の人の利用料引き上げ 要支援者に対する利用料引き上げ ケアプラン作成の有料化
生活保護	医療費の自己負担導入・保護費の引き下げ 市町村の調査権限強化、照会先に回答義務付け
保育	公的保育を解体し、市場・産業化

(「全国商工新聞」2012年1月16日)

③ 消費税大増税もたらす「一体改革感案」

社会保障給付の公費分

\*2011年度 消費税 12.7兆円  
社会保障給付の公費分 27.3兆円

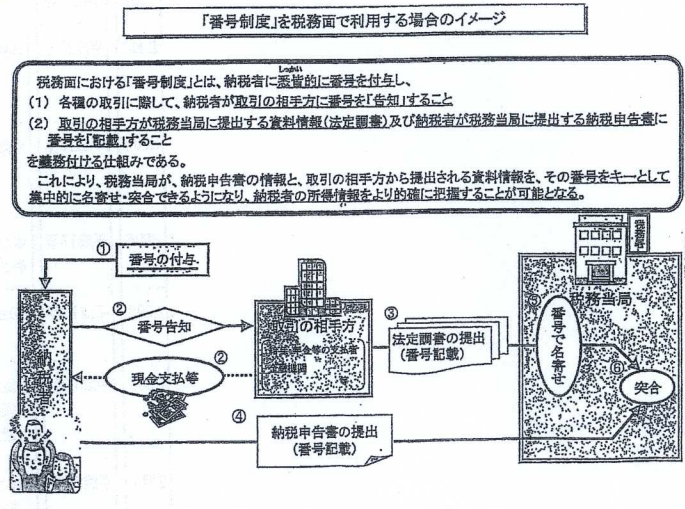
\*将来は 消費税を公費全体の主たる財源に

社会保障の公費負担すべてに消費税を充てるとした場合

	2011年	2020年
社会保障の公費負担 (2020年は現行制度での政府推計)	40兆円	51.9兆円
必要となる消費税率 (消費税1%=2.5兆円で計算)	16%	21%
一世帯あたりの年間消費税額	約54万円	約71万円

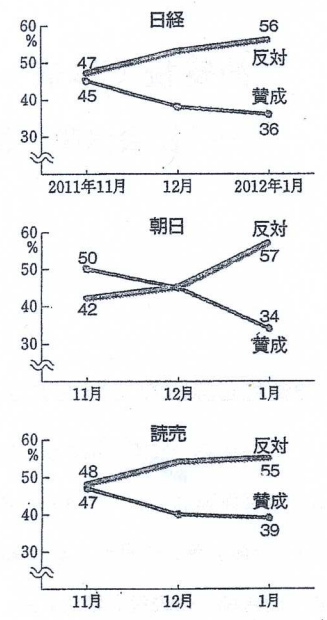
(「消費税が10%になるってホント?」消費税の増税に反対する関西連絡会2011年10月発行パンフレットより)

④ 「番号制度」を税務面で利用する場合のイメージ



(「経済資料」)

⑤ 消費税増税に関する世論調査



(「しんぶん赤旗」2012年1月16日)

⑥ 今後の増税・負担増スケジュール

2012年	4月	子ども手当が新制度に所得制限の導入など 法人税減税と復興付加税 法人税を5%引き下げ後、3年期限の10%分を上乗せ
	6月	個人住民税増税 扶養控除の廃止・縮小
2013年	1月	地球温暖化対策税導入 全化石燃料にCO <sub>2</sub> 排出量に応じた課税
		所得増税 給与所得控除に上限、役員退職金の優遇廃止
	個人住民税増税 退職金の優遇廃止 所得税の復興増税 25年間、税額の2.1%分を上乗せ	
2014年	4月	消費税増税 税率を3%引き上げ、8%に
	6月	個人住民税増税 給与所得控除に上限 個人住民税の復興増税 10年間、年1000円
2015年	10月	消費税増税 税率をさらに2%引き上げ、10%に

(「全国商工新聞」2012年1月16日)







①

消費税の四つの取引

(1) 課税取引

①課税売上高2,000万円×5%=100万円

②課税仕入高1,400万円×5%=70万円

③納付税額(①-②) 30万円

(2) 免税取引

①課税売上高2,000万円×0%=0万円

②課税仕入高1,400万円×5%=70万円

③納付税額(①-②) -70万円

(3) 非課税取引

①課税売上高2,000万円

②課税仕入高1,400万円×5%=70万円

③納付税額(①-②)

(4) 不課税取引

②

所得税の税率構造の推移

年	所得税率の税率 (%)	住民税の最高税率	住民税と合わせた最高税率	住民税の累進税率数
1974~1983	10、12、14、16、18、21、24、27、30、34、38、42、46、50、55、60、65、70、75	18%	93%	13
1984~1986	10.5、12、14、17、21、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70	18%	88%	14
1987	10.5、12、16、20、25、30、35、40、45、50、55、60	18%	78%	14
1988	10、20、30、40、50、60	16%	76%	7
1989	10、20、30、40、50	15%	65%	3
1999~2006	10、20、30、37	13%	50%	3
2007~2010	5、10、20、23、33、40	10%	50%	1

※株の売却・配当益(2003年以後)は、所得税7%+住民税3%=10%(所得の大小に関係ない)

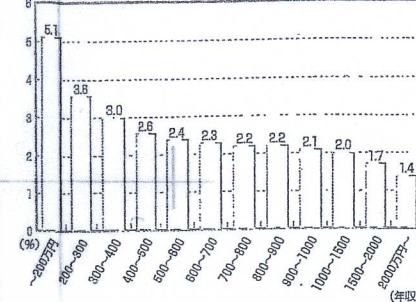
(浦野広明税理士作成)

③

これが消費税の「逆進性」

サラリーマン世帯の年収別消費税負担率

サラリーマン世帯の年収区分(万円)	世帯数(百万)	消費税率(%)	負担率(%)
~200万円	148.4	7.5	5.1
200~300	253.2	9.1	3.6
300~400	351.0	10.6	3.0
400~500	448.4	11.9	2.6
500~600	545.6	13.2	2.4
600~700	644.2	14.9	2.3
700~800	744.8	16.2	2.2
800~900	842.7	18.2	2.2
900~1000	943.8	19.9	2.1
1000~1500	1184.3	23.4	2.0
1500~2000	1674.1	28.4	1.7
2000万円~	2895.3	32.4	1.4



総務省「全国消費実態調査(99年)」データより試算

注① 消費税率は5%として計算。家賃、授業料、保健医療サービスは非課税だが、住入れ物件費分の消費税は転嫁されるものとして、実質20%、授業料の40%、保健医療サービスの50%を課税対象に算入した。地代、損害保険料、雑与金、寄付金、保育料などは全額を課税対象から控除して計算した。

注② 年収は88年12月~89年11月の実績。消費税負担額は調査期間(89年5月~11月)の3ヶ月間の負担を4倍して年間負担額を推定したものである。

(出所)「朝経新報」No.524号「消費税増税は可もたらずか(上)」(関本 秀治 編)

④

力の弱い事業者ほど消費税を転嫁できない  
中小企業における消費税実態調査

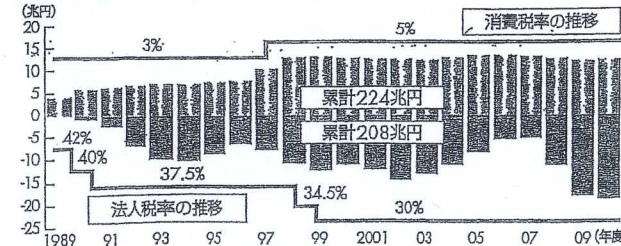
(中小企業庁調査より  
佐々木憲昭衆議院議員作成)

出荷・販売段階での消費税の転嫁状況(平成14年(2002年))

売上段階	仕入・購入段階の消費税額が加算し、自らの納付税額に部分の全てを転嫁している	半額を転嫁している	消費税額はほとんど転嫁できていない	完全な転嫁できていない
1000万円以下	28.7	25.2	46.1	71.3
1000万円から1500万円	33.8	33.4	33.0	66.4
1500万円から2000万円	34.7	36.2	29.3	65.5
2000万円から2500万円	45.5	30.8	23.7	54.5
2500万円から3000万円	51.5	28.7	19.9	49.6
3000万円から5000万円	63.7	27.0	9.3	38.3
5000万円から1億円	72.7	22.2	6.0	27.2
1億円から2億円	74.2	20.3	5.4	25.7
2億円以上	83.8	12.3	3.8	16.1

⑤

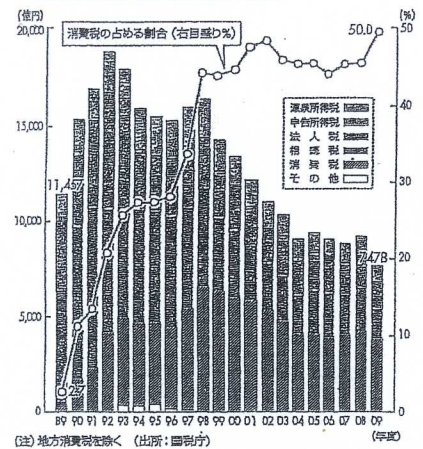
大企業減税の穴うめにされた消費税



(注) 国・地方とも08年度までは決算額、09年度は国は補正後見込み額、地方は当初計画の見込み額、10年度は予算見込み額、法人3割は法人税、法人事業税、法人住民税

⑥

消費税の滞納は全税目の5割に  
一部滞納状況(新規発生額)の推移



(注) 地方消費税を除く (出所: 国税庁)

⑦

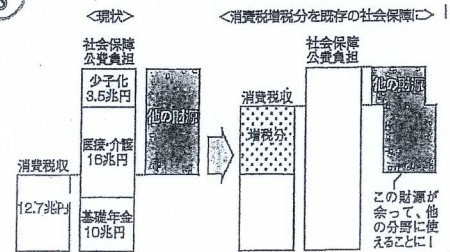
2010年分、消費税還付金上位10社

順位	企業名	年間還付税額 (課税売上と地方消費税1%の 合計5%分)
1	トヨタ自動車(株)	2,246
2	ソニー(株)	1,116
3	日産自動車(株)	987
4	(株)東芝	753
5	キヤノン(株)	749
6	本田技研工業(株)	711
7	パナソニック(株)	633
8	マツダ(株)	618
9	三菱自動車(株)	539
10	新日本製鉄(株)	346
	合計	8,698

(※1) 東京都品川区の2010年4月~2011年3月期有価証券報告書にもとづき推定計算した。  
(※2) ただしキヤノン(株)の決算期は2010年1月~2010年12月のものによる。  
(※3) パナソニック(株)の買付期間表記載に未収消費税の金額が107億円と記載されている。この額は2か月分と思われるので、この期間が同社の年間還付金額を633億円と推定計算した金額(月間平均63億円)と推定される。

⑧

既存の社会保障の財源に消費税増税分を充てた場合



(出所)「歳入と歳出」No.136「消費税増税のメリット」(国土省)

<追加>

## 改悪された国税通則法等（2011年12月2日公布・施行）

- (1) 記帳・帳簿等保存義務と理由附記（2015年1月1日以後適用）
  - ①所得300万円以下の白色申告者・・・記帳等義務化と理由附記
  - ②所得300万円超の白色申告者・・・理由附記
  - ③記帳等の状況で決まる理由附記の程度
- (2) 更正の請求（罰則付き）と増額更正の期間制限を5年に延長（2011年12月2日以後適用、罰則は2012年2月2日以後適用）
- (3) こうなる税務調査（2013年1月1日以後適用）
  - ①帳簿書類その他の物件（写しを含む）の提示・提出義務（罰則付き）
  - ②帳簿書類その他の物件（写しを含む）の留置き
  - ③口頭での事前通知
  - ④無予告調査を合法化
  - ⑤調査理由でない調査目的
  - ⑥調査終了時の手続き
    - ・問題なければ終了通知書を交付
    - ・問題あれば調査結果を説明→修正申告の勧奨→不服申立・更正の請求に関する文書の交付
  - ⑦いつでもできる再調査
- (4) 強化された租税罰則
  - ①「故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設」（2011年8月30日以後）
  - ②「消費税の不正還付未遂罪の創設」（2011年8月30日以後）
  - ③既設罰則は前年度に強化済み（2010年6月1日以後）
- (5) 衆参委員会での政府答弁